



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 23 日 (金)
第 7 8 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (259) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (260) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (261) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更 (262) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更 (263) (〃) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (264~267) (森林保全課) 4
	浸水想定区域の指定 (268) (河川課) 6
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (269) (治山砂防課) 6
	境港管理組合理約の変更 (270) (空港港湾課) 7
◇ 選管告示	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (36) 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 8
	鳥取県林地条開発例の規定に基づく許可状況の公表 (〃) 16
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 16
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) 17
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 17
◇ 正 誤	平成 18 年 8 月 4 日付鳥取県告示第 566 号中訂正 18

告 示

鳥取県告示第 259 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A 鳥取中央福祉センターひだまりデイサービスひだまり	倉吉市上福田522-3	通所介護	平成19年3月19日
〃	〃	J A 鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	福祉用具貸与	〃
〃	〃	J A 鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	特定福祉用具販売	〃

鳥取県告示第 260 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A 鳥取中央福祉センターひだまり居宅介護支援事業所	倉吉市上福田522-3	平成19年3月19日

鳥取県告示第 261 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり デイサービスひだまり	倉吉市上福田 522-3	介護予防通所 介護	平成19年3月 19日
〃	〃	J A鳥取中央福祉センターひだまり 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	介護予防福祉 用具貸与	〃
〃	〃	J A鳥取中央福祉センターひだまり 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	〃	特定介護予防 福祉用具販売	〃

鳥取県告示第 262 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり指定訪問 介護事業所	倉吉市上福田522-3	平成19年2月 26日

鳥取県告示第 263 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 坂根國之	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり指定訪問 介護事業所	倉吉市上福田522-3	平成19年2月 26日

鳥取県告示第 264 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町板井原字大井呑 484 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 265 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町別府字小谷 710、712、字横谷 717、字横岩 721 の 1、721 の 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 266 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町妻鹿野字迎平1431、1432、1434、1435、1436の2、1438の2、1439、1440の1、1441の1、1441の2、1442、字迎滝1443、1451、1452、1453の1、1454の1、1456の1、1457から1460まで、1461の1、1461の2、1462の1、1462の2、1463、1465、1466の1、1468の1、1469から1473まで、1474の1、1477の1、1478、1479、1481、1482

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 267 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大門字平木谷870の1（次の図に示す部分に限る。）、870の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 268 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称
二級河川塩見川水系塩見川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

鳥取県告示第 269 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
門尾地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 15 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 15 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷 39	1 号
八頭郡八頭町下門尾字セ戸山上分 210	2 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 550－1	3 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 542	4 号
八頭郡八頭町門尾字コフボ山 527	5 号
八頭郡八頭町門尾字コフボ山 527	6 号
八頭郡八頭町門尾字岡 195	7 号
八頭郡八頭町門尾字岡 197	8 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 290 地先道路敷	9 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 294－2 地先道路敷	10 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 546 地先道路敷	11 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 308－5	12 号
八頭郡八頭町門尾字前田上分 331 地先水路敷	13 号
八頭郡八頭町下門尾字前田上分 19	14 号
八頭郡八頭町下門尾字前田上分 22－6	15 号

鳥取県告示第 270 号

境港管理組合同約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合同約の一部を変更する規約

境港管理組合同約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削る。

変 更 後	変 更 前
<p>(管理者、副管理者及び<u>会計管理者</u>)</p> <p>第 9 条 組合に管理者、副管理者 1 人及び<u>会計管理者</u>を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>会計管理者は、鳥取県知事及び島根県知事の推薦する鳥取県若しくは島根県の職員の職にある者又は組合の職員から管理者が選任する。</u></p> <p>5 第 1 項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。</p> <p>6 略</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長及び職員</u>を置く。</p> <p>3 事務局長及び<u>職員</u>は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 職員の定数は、条例で定める。</p>	<p>(管理者、副管理者及び<u>出納長</u>)</p> <p>第 9 条 組合に管理者、副管理者 1 人及び<u>出納長</u>を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>出納長は、第 15 条第 2 項の管理委員会の事務局長をもってこれに充てる。</u></p> <p>5 第 1 項に定めるもののほか、組合に必要な<u>吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>6 略</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長、吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>3 事務局長、<u>吏員その他の職員</u>は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 <u>吏員その他の職員</u>の定数は、条例で定める。</p>

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 36 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年鳥取県条例第 32 号）第 1 条第 1 項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和 25 年法律

第100号) 第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成19年3月30日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年3月2日付鳥取県告示第180号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字直ク谷 828
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃

川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字直ク谷 829
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
中川竹太郎	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 836
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 839
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃

吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 847
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃

佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
中嶋浅次郎	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 849
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 851
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 852
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃

坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 855
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃

佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
伊井野ツヅ子	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 856
羽田千賀義	〃
横山 文太	〃
岡本 乙松	〃
吉澤 政男	〃
吉澤 績郎	〃
吉澤重太郎	〃
坂本 くに	〃
山田 熊藏	〃
小磯 秀雄	〃
小磯 富枝	〃
小磯小太郎	〃
勢登萬壽男	〃
西小路 榮	〃
西小路梅次	〃
川戸 愛吉	〃
中嶋 竹治	〃
佃 健治	〃
佃 説利	〃
佃 廣美	〃
福壽 春吉	〃
佃 すわ	岩美郡岩美町大字小羽尾字笹原 859

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

奥谷 音蔵	岩美郡岩美町大字大羽尾字佐左衛門谷 457
奥谷嘉十郎	岩美郡岩美町大字大羽尾字佐左衛門谷 468
吉澤 勇	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 860 の 1
〃	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 860 の 3
吉澤 憲夫	岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口 861 の 1
俵 新三郎	岩美郡岩美町大字小羽尾字船磯 903

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 2 日付鳥取県告示第 181 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

牧野 為蔵	岩美郡岩美町大字牧谷字大口 1415
糸谷 誠幸	岩美郡岩美町大字牧谷字徳沢 1434
吉尾 新吾	岩美郡岩美町大字牧谷字徳沢 1436
糸谷 誠幸	岩美郡岩美町大字牧谷字下竹頬 1462

濱田安四郎	岩美郡岩美町大字牧谷字下竹頬 1464
〃	岩美郡岩美町大字牧谷字下竹頬 1466
〃	岩美郡岩美町大字牧谷字下竹頬 1467
糸谷 誠幸	岩美郡岩美町大字牧谷字王子谷堤下 1473 の 1
〃	岩美郡岩美町大字牧谷字王子谷堤下 1475

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 2 日付鳥取県告示第 182 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤木 義之	八頭郡智頭町大字三田字茗荷谷 1071
〃	八頭郡智頭町大字三田字二番ヶ谷 1080 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県農林水産部森林保全課長 嶋 沢 和 幸

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
有限会社呉島組 代表取締役 呉島 千鶴	倉吉市下 余戸 149 - 2	倉吉市 栗尾地 内	真砂土 の採取	2.9715 ヘクタ ール	2.9110 ヘ クタール	1.5852 ヘクタ ール	平成 19 年 1 月 17 日 から平成 24 年 1 月 16 日まで	平成 19 年 1 月 17 日
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜 見町 1936 - 3	西伯郡 伯耆町 二部地 内	〃	5.9424 ヘクタ ール	5.8638 ヘ クタール	2.7141 ヘクタ ール	平成 19 年 2 月 25 日 から平成 24 年 2 月 24 日まで	平成 19 年 2 月 23 日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋阜士夫	東伯郡北 栄町江北 38	東伯郡 三朝町 大字森、 鎌田地 内	〃	3.0285 ヘクタ ール	2.4510 ヘ クタール	1.4946 ヘクタ ール	平成 19 年 3 月 1 日 から平成 22 年 2 月 28 日まで	平成 19 年 2 月 28 日

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-3	西伯郡伯耆町二部字堂ノ谷ノ三 88-1 外42筆 (59,424平方メートル)	風化花崗岩 (131,732立方メートル)	平成19年2月25日から平成24年2月24日まで	平成19年2月23日
西村建設株式会社 代表取締役 西村 高德	鳥取市河原町 曳田12-2	鳥取市細見字バジヤ谷771-1 外7筆 (25,330.38平方メートル)	真砂土 (67,515.60立方メートル)	平成19年3月19日から平成22年3月18日まで	平成19年2月27日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 阜士夫	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡三朝町大字森字太陽ヶ丘 636外10筆 (30,285平方メートル)	風化花崗岩(真砂土) (117,744立方メートル)	平成19年3月1日から平成22年2月28日まで	平成19年2月28日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	砂利採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社パイフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字塚松2518-1 (7,886.6平方メートル)	平成17年11月30日から平成19年9月30日まで	認可の期間	平成17年11月30日から平成18年11月29日まで	平成17年11月30日から平成19年9月30日まで	平成19年2月22日

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		平成 19 年 4 月 18 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
		平成 19 年 4 月 25 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁県議会棟 2 階執行部控 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成 18 年 8 月 4 日付鳥取県告示第 566 号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
8	下から 6	2337	宇谷奥右谷 2337